

秘密保持契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社デジタルチェック（以下「乙」という）とは、代金収納代行サービス業務（以下「本件業務」という）に関して乙が甲に対して提供する文書、図表、写真その他一切の資料及び有形媒体、口頭その他一切の方法により提供される情報（以下これらの資料・情報を総称して「機密情報」という）につき、以下のとおり秘密保持契約を締結する。

第1条（目的外使用の禁止等）

- 甲は、乙から開示又は提供を受けた機密情報を、本件業務の評価（以下「本件評価」という）の目的のために使用するものとし、その他の目的に利用してはならない。
- 甲は、機密情報が本件評価に必要ななくなった場合、乙からの要求があった場合又は本件評価が終了した場合には、速やかに機密情報を乙に対して返却するか、乙の指示により廃棄するものとする。
- 甲は、機密情報を、乙の事前の承諾なくして複製してはならない。

第2条（機密保持義務）

- 乙から機密情報の開示又は提供を受けた甲は、機密情報を、本件評価を担当する担当者間に限り享有するものとし、機密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならず、また、甲の社員であっても本件評価と関係のない者には一切開示してはならない。
- 甲は、機密情報を開示する甲の従業員に対し、本契約と同様の機密保持義務を課すものとする。

第3条（権利の帰属）

機密情報に関する全ての権利は乙によって保持されており、乙は、機密情報の開示又は提供により、甲に対しいかなる権利も付与するものではない。

第4条（免責）

乙は、機密情報を現存するままの状態を提供すれば足り、機密情報に関して甲に対していかなる保証もしないものとする。

第5条（契約期間）

本契約は、本件業務が終了した場合といえども、依然として効力を有するものとする。

第6条（専属的合意管轄）

本契約に関し、甲乙間に紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上
各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 38 階
株式会社デジタルチェック
代表取締役 土岐 隆之